

見積仕様書

第1条 総則

1 業務の目的

本業務は、町道ライスセンター線の福之原橋について、橋梁の長寿命化を図るために、平成27年度に実施した定期点検の結果に基づき、詳細点検・調査及び補修設計を行うものである。

2 業務の場所

町道ライスセンター線（福之原橋） あさぎり町岡原北地内

3 業務期間

契約日～平成30年12月下旬（予定）

4 施工時期

平成31年度予定

第2条 橋梁諸元

本橋の橋梁諸元を以下に示す。

1 路線名	町道ライスセンター線
2 橋長	L=18.0m
3 幅員	W=5.80m
4 上部工形式	プレテン床版橋
5 下部工形式	重力式橋台
6 基礎工形式	橋台：直接基礎
7 架設年次	昭和51年頃
8 適用示方書	昭和47年道路橋示方書

第3条 適用（準用）基準

本業務の適用（準用）基準は、以下のとおりとする。

1 設計業務等共通仕様書	（熊本県土木部準用：平成30年4月）
2 詳細設計照査要領（受託者用）	（熊本県土木部準用）
3 道路構造令の解説と運用	（日本道路協会：平成16年2月）
4 道路橋示方書・同解説（I～V編）	（日本道路協会：平成29年11月）
5 橋梁定期点検要領(案)	（国土交通省 国道・防災課：平成16年3月）
6 あさぎり町橋梁点検マニュアル（案）	（あさぎり町建設課：平成27年8月）
7 道路橋補修便覧	（日本道路協会：昭和54年4月）
8 鋼道路橋防食便覧	（日本道路協会：平成26年3月）
9 道路橋補修・補強事例集2012年版	（日本道路協会：平成24年3月）
10 コンクリート標準示方書（維持管理編）	（土木学会：平成20年3月）
11 応力頻度測定要領（案）	（道路保全技術センター：平成8年3月）
12 表面保護工法 設計施工指針（案）	（土木学会：平成17年6月）
13 コンクリートのひび割れ調査・補修・補強指針	（日本コンクリート工学会：平成25年4月）
14 その他関連基準等	

第4条 業務の内容

1 計画準備

(1) 業務計画書作成

業務全体を把握して業務計画書を作成する。

(2) 資料収集整理

既存資料の収集及び設計条件の整理を行う。

(3) 現地踏査

現地の状況や損傷の概要を確認するため現地踏査をおこなう。

2 詳細調査

(1) 調査計画

設計図書、施工記録、点検記録、補修記録等関連資料を収集し、設計資料とする。

(2) 形状寸法計測

橋梁点検車等を用い形状寸法計測を行い、一般図及び構造図を作成する。

(3) 詳細調査

平成27年度の定期点検の結果で損傷が確認された橋面、主桁、伸縮装置、防護柵等を中心に損傷状況を再確認し、補修設計の資料とする。なお、損傷状況により非破壊検査等の追加調査が必要な場合には協議によるものとする。

また、本調査時には以下の試験・調査も実施するものとする。

①コンクリート品質調査

コンクリート部材（上・下部工）について、反発硬度試験（シュミットハンマー）による強度試験、ドリル法による中性化試験を実施する。

特に、主桁については、ひび割れ、漏水・遊離石灰が確認されており、はつりによる鉄筋腐食調査を実施する。

②酒筋調査

伸縮装置が設置可能か等の酒筋状況について鉄筋探査器等を用いて確認する。

③舗装厚調査

穴開きにより舗装厚さを確認する。（ポリマーセメントモルタルで復旧）

(4) 近接方法

形状寸法計測、詳細調査には橋梁点検車（BT-200 相当）の使用を見込んでいるが、現地状況等（可川の水位等）によりその他の方法を適用できる場合には協議すること。

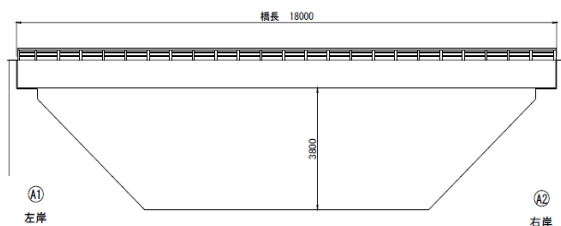


図1 橋梁点検車点検範囲

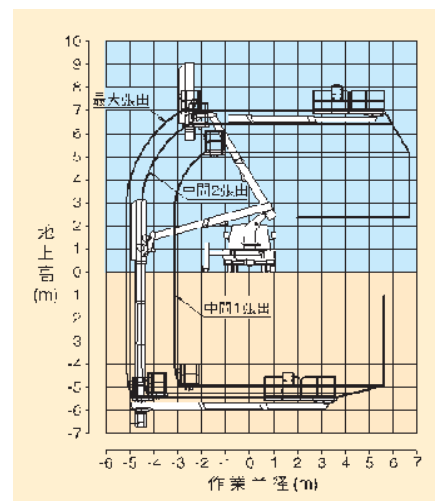


図2 橋梁点検車 (BT-200) 作業範囲

3 補修設計

外観変状調査等の詳細調査の結果を基に、損傷原因および損傷程度に応じた補修工法の比較検討、詳細設計を行う。

補修設計対象は以下の項目を想定している。

- 橋面防水設計（雨水処理検討含む）
- 上、下部工補修設計（ひび割れ補修・断面修復・その他の部位の補修を含む）
- 伸縮装置補修設計（舗装繋ぎ付けを含む）
- 防護柵補修設計（取替えや補修検討を含む）

4 図面作成・数量計算

補修設計の内容に基づき、図面の作成及び工事実施に必要な数量計算を行う。

5 施工計画

架橋状況、交通状況、地形地質等の地理的条件等に留意して、安全で合理的な施工計画（工程表、施工要領、施工計画図）を行う。

6 報告書作成

現地調査、補修設計、施工計画をとりまとめて報告書を作成する。

7 照査

次に示す事項を標準として照査を行う。

- (1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- (2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- (3) 設計計算、設計図の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

8 設計協議

本業務の打合せは、原則として以下のとおりとする。なお、業務着手時および成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

- 業務着手時
- 中間時（1回）
- 成果品納入時
- その他監督員が必要と認めるとき